

厚生労働大臣が定める掲示事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

I 入院基本料に関する事項

病棟	病床区分	看護配置
北棟3階 42床	回復期リハビリテーション病棟	15:1
療養センター2階・3階 50床	一般病棟	10:1

看護職員1人当たりの受け持ち数は各病棟に詳細を掲示しています。

II 当院は、東海北陸厚生局長に下記の届出を行っています。

1)入院時食事療養及び入院時生活療養について

入院時食事療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。

一般	低所得Ⅱ/区分オ	低所得Ⅰ	指定難病患者
510円	・240円 ・190円(過去1年間の90日超えの方)	110円	300円

2)基本診療料の施設基準に係る届出

- ◆ 一般病棟入院基本料(92床)
- ◆ 回復期リハビリテーション病棟入院料4(42床)
- ◆ 障害者施設等入院基本料10対1(50床)
- ◆ 入院時食事療養費1
- ◆ 入退院支援加算2
- ◆ 入院ベースアップ評価料45
- ◆ 特殊疾患入院基本料加算
- ◆ 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
- ◆ 療養・就労両立支援指導料
- ◆ 診療録管理体制加算3
- ◆ データ提出加算2・4

3)特掲診療料の施設基準に係る届出

- ◆ ポジトロン断層撮影
- ◆ ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影
- ◆ ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影(アミロイドイメージング剤を用いた撮影)
- ◆ 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)
- ◆ 運動器リハビリテーション料(Ⅰ)
- ◆ 脳磁図(その他のもの)
- ◆ CT撮影及びMRI撮影

4)その他届出

- ◆ 酸素の購入単価 C E 0.14円、L G C 0.27円、大型ボンベ 0.42円、小型ボンベ 2.35円

III 明細書発行体制について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

IV 保険外負担に関する事項

当院では、以下の項目について、その使用量・利用回数に応じた実費の負担をお願いしています。

1)入院医療に係る特別療養環境の提供

1日料金(消費税込)	病室	主な設備
3,850円	363・365	テレビ、冷蔵庫、ソファー、洗面台
3,300円	371・372	テレビ、冷蔵庫、ソファー、洗面台

2)その他

病衣貸与料、紙おむつ代、各種診断書料などの詳細は別紙料金表をご確認ください。



看護職員・看護補助者の配置

病棟場所	北棟 3 階	病床数：42 床
北棟 3 階病棟では <u>1 日に 10 人以上</u> の看護職員（看護師及び准看護師）及び <u>1 日 5 人以上</u> の看護補助者が勤務しています。なお時間毎の配置は次のとおりです。		
【看護職員（看護師及び准看護師）】		
◇8 時 30 分～16 時 30 分：看護職員 1 人あたりの受け持ちは <u>6 人</u> 以内です。		
◇16 時 30 分～9 時 00 分：看護職員 1 人あたりの受け持ちは <u>19 人</u> 以内です。		
【看護補助者】		
◇8 時 30 分～16 時 30 分：看護補助者 1 人あたりの受け持ちは <u>9 人</u> 以内です。		
◇16 時 30 分～9 時 00 分：看護補助者 1 人あたりの受け持ちは <u>31 人</u> 以内です。		

病棟場所	療護センター	病床数：50 床
療護センターでは <u>1 日に 30 人以上</u> の看護職員（看護師及び准看護師）及び <u>1 日 4 人以上</u> の看護補助者が勤務しています。なお時間毎の配置は次のとおりです。		
【看護職員（看護師及び准看護師）】		
◇8 時 30 分～16 時 30 分：看護職員 1 人あたりの受け持ちは <u>2 人</u> 以内です。		
◇16 時 30 分～9 時 00 分：看護職員 1 人あたりの受け持ちは <u>15 人</u> 以内です。		
【看護補助者】		
◇8 時 30 分～16 時 30 分：看護補助者 1 人あたりの受け持ちは <u>22 人</u> 以内です。		
◇16 時 30 分～9 時 00 分：看護補助者 1 人あたりの受け持ちは <u>43 人</u> 以内です。		

病衣貸与料は、株式会社トーカイの管理となります。

セット名	日額（税込）
入院セット（Aセット）	368 円
紙オムツセット（Bセット）	440 円
紙オムツセット（Cセット）	275 円
オプション（Dセット）	102 円

診療情報開示に伴う費用

項目	料金（税込）
情報開示手数料	1 申請につき 3,300 円
カルテのコピー 白黒	1 枚につき 20 円
カルテのコピー カラー	1 枚につき 100 円
CD-R（画像等のデータ収載）	1 枚につき 2,200 円



療護センターでは以下の品目について、その使用量に応じた実費の費用をお願いしています。

品目	単位	金額	備考
1. おむつ			
(1) 紙おむつ			
①アテント テープ S	1袋	1,242円	
②アテント テープ M	1袋	1,437円	
③アテント テープ L	1袋	1,437円	
④アテント フラット	1袋	728円	
⑤アテント パンツ S	1袋	1,157円	
⑥アテント パンツ M-L	1袋	1,262円	
⑦アテント パンツ L-LL	1袋	1,262円	
(2) 尿取りパッド			
アテント パットワイド	1袋	839円	
2.病衣	1日	70円	
3.ティッシュペーパー	1箱	70円	
4.口腔ケア用品			
(1) 歯ブラシ			
ソフト歯ブラシ	1本	74円	
スーパーソフト歯ブラシ	1本	85円	
プレミアムソフト歯ブラシ	1本	86円	
(2) バトラーシングルタフトブラシ	1本	193円	
(3) 歯間ブラシ	1本	35円	
(4) モンダミン	1本	410円	
(5) モアブラシ	1本	400円	
(6) 紙コップ	1袋	515円	100個入
5.サポートエプロン	1箱	490円	
6.爪やすり	1本	280円	
7.シャンプー・ボディソープ	1ヶ月	190円	
8.洗濯代			
(1) タオルケット等	1枚	280円	大物
(2) トレーナー、ズボン等	1枚	190円	厚物
(3) パジャマ、シャツ、バスタオル等	1枚	100円	薄物
(4) パンツ、靴下 (1組)	1枚	50円	小物
(5) 定期洗濯	1日	440円	日常着衣

※上記金額は消費税を含んでおりません。なお、品目の変更、購入価格の変更等がありますので、あらかじめご了承ください。

書類交付等手数料一覧

種類	備考	金額（税込）
一般診断書		2,200 円
健康診断書		3,300 円
死亡診断書		2,200 円
交通事故一般診断書	警察提出用	3,300 円
	会社提出用	2,200 円
支払い証明書	確定申告用	1,100 円
通院・入院期間証明書		1,100 円
健康診断書	一般	3,300 円
生命・簡易保険会社	入院・手術又は外来・手術	5,500 円
	死亡診断書	5,500 円
	通院証明書	2,750 円
	運動器損傷証明書	5,500 円
	特定損傷証明書	5,500 円
	照会（回答書）	5,500 円
自賠責保険	診断書	3,300 円
	明細書	3,300 円
	後遺症診断書	5,500 円
年金	障害年金	5,500 円
	受診状況等証明書	2,750 円
身体障害者意見書	初回・見直し	3,300 円
特定疾患臨床調査書	難病	2,200 円
自立支援医療要否判定意見書	精神通院	2,200 円
	精神障害者保健福祉手帳	2,200 円
	更生医療	0 円
健康保険関係	装具（治療用 療養費支給意見書）	0 円
	移送費意見書	0 円
	傷病手当金	100 点×割合
	療養費同意書（マッサージ・はり灸）	100 点×割合
	訪問看護指示書	300 点×割合
医療費控除申請証明書	おむつ使用	550 円
学校提出証明書	医療等の状況	0 円
	疾患管理票	0 円
	伝染病	0 円
	上記以外	1,100 円
医療補助金請求書	愛知県退職互助会	550 円
ハローワーク	傷病証明	1,100 円
上記以外	主治医の意見書	1,100 円
	その他持ち込み書類	2,750 円
	特別児童扶養手当認定診断書	2,750 円
	特別障害者手当認定診断書	2,750 円
その他	公安委員会診断書	2,750 円
	面談料（30 分毎）	5,500 円
	弁護士（回答書）※内容により金額変更	55,000 円

該当のないものについてはこの表に準じます。



後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進 一般名処方について

取組事項

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

一方で現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

そのため、医薬品の供給不足が発生した場合に、医薬品処方等の変更等に関して、適切な対応ができる体制を整備しております。

なお、状況によっては、患者さんへ投与する薬剤が変更となる可能性がございます。

変更にあたって、ご不明な点やご心配なことがありましたら当院職員までご相談ください。

また、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋発行※）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方について、ご不明な点などがありましたら当院職員までご相談ください。ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。

そうすることで供給不足にお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者さんに必要なお薬が提供しやすくなります。

